

平成29年度からの市・県民税の税制改正等について

1. 給与所得控除の見直し

平成26年度の税制改正により、給与所得控除の見直しが行なわれ、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられることとなりました。

＜給与所得控除の見直しに係る一覧＞

区分	平成26年度～ 平成28年度課税分	平成29年度 課税分	平成30年度以後 課税分
上限額が適用される 給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

2. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化

所得税の確定申告や市・県民税の申告等において、国外居住親族に係る扶養控除（16歳未満の扶養親族含む）等の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」をそれぞれの申告書に添付し、又は提出の際に提示しなければならないこととされました。

なお、給与等若しくは公的年金等の源泉徴収又は給与等の年末調整の際に源泉徴収義務者に提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書、市・県民税の申告書に添付又は提示を要しないこととされています。

3. 金融所得課税の一本化による改正

税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう、異なる課税方式の均衡化を図る観点から公社債等の課税方式を株式等の課税方式と同一化することとされました。

また、特定公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等の金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、3年間の繰越控除ができることとなりました。

(1) 公社債等の課税方式の変更

公社債等については、特定公社債等と一般公社債等に区分した上で、課税方式が変更されます。

特定公社債等とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債などの一定の公社債をいいます。

特定公社債等の利子所得及び譲渡所得は、特定口座で源泉徴収ありの場合、申告不要を選択できます。

平成27年12月31日以前に発行された割引債でその償還差益が発行時に源泉徴収の対象とされたものは、償還差益に係る18%源泉分離課税（所得税18%、市・県民税非課税）が維持されます。

所得税においては、平成25年から平成49年までの間に生じる所得について、確定申告や源泉徴収の際には、表中の税率とは別に2.1%の復興特別所得税が課されます。

<現行と改正後の税率>

現行 平成27年12月31日以前			改正後 平成28年1月1日以後		
内容	所得 区分	公社債等の税率	所得 区分	特定公社債等 の税率	一般公社債等 の税率
利息 利子	利子 所得	源泉分離課税 20% (所得税15%、 市・県民税5%)	利子 所得	申告分離課税 20% (所得税15%、 市・県民税5%)	源泉分離課税 20% (所得税15%、 市・県民税5%)
売却益 譲渡損益	譲渡 所得	非課税	譲渡 所得	申告分離課税 20% (所得税15%、 市・県民税5%)	申告分離課税 20% (所得税15%、 市・県民税5%)
償還差益	雑所得	総合課税 (所得税5~45% の超過累進税率、 市・県民税10%)			

(2) 損益通算・繰越控除・分離課税制度の改組

特定公社債等に係る利子所得及び譲渡所得について、上場株式等の配当所得及び譲渡所得との損益通算が可能になります。

特定公社債等の譲渡損失のうち、その年に損益通算しても控除しきれない金額は申告により、翌年以降3年間繰越控除が可能になります。

「特定公社債等及び上場株式等」と「一般公社債等及び未公開株式等」は別々の分離課税制度となり、両制度間での損益通算が不可能になります。

<分離課税の改組>

区分		各区分内の損益通算	各区分内の繰越控除
1	特定公社債及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税	できる (申告分離課税を選択した特定公社債等に係る利子所得及び上場株式等の配当所得とも損益通算可能)	できる
2	一般公社債等及び未公開株式等に係る譲渡所得等の分離課税	できる	できない